

各 位

会 社 名 株式会社アイロムグループ
 代 表 者 名 代表取締役社長 森 豊隆
 (コード：2372 東証第一部)
 問 合 せ 先 専務執行役員 谷田洋平
 C E O オフィス長
 (TEL：03-3264-3148)

**第三者割当により発行される第9回新株予約権(行使価額修正条項付き)の発行及び
 新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 10 月 13 日開催の取締役会において、Evolution Biotech Fund を割当予定先とする第 9 回新株予約権(以下「本新株予約権」という)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー※。以下「本契約」という)を Evolution Biotech Fund との間で締結すること(以下本新株予約権発行と本契約締結を総称して「本件」という)を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。本資金調達は、SMO事業領域における M&A のための資金を確保することが目的であります。

1. 募集の概要

<新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 28 年 10 月 31 日
(2) 新株予約権の総数	800,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 4,800,000 円(第 9 回新株予約権 1 個当たり 6 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	800,000 株(新株予約権 1 個につき 1 株)
(5) 資 金 調 達 の 額	735,940,100 円(注)
(6) 行 使 価 額	<p>当初行使価額：945 円</p> <p>本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日以降、発行日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下「価格算定期間」という)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の 91%に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた額(以下「基準行使価額」という)(但し、当該金額が、①下記 2. (1)②記載の上限行使価額を上回る場合は上限行使価額とし、②下記 2. (1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>上記にかかわらず、いずれかの修正日において基準行使価額が下記 2. (1)②</p>

	<p>記載の上限撤回価額を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。)</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	Evolution Biotech Fund に対する第三者割当ての方法による。
(8) その他	<p>当社は、Evolution Biotech Fund との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記 2. (1)①に記載する行使コミット条項等を規定する本契約を締結します。</p> <p>本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(当初行使価額にて算定)を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

※コミット・イシューとは

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(800,000株)を予め定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日以降、原則として 91 価格算定日以内に、割当予定先が必ず全株式を購入する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日以降、原則として 46 価格算定日以内に、360,000株相当分以上の本新株予約権の行使をすることを(前半コミット)約しております。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。

	第9回新株予約権
発行数	800,000個
発行価額の総額	4,800,000円
行使価額の総額	756,000,000円
期間	原則 4.5ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で 18回(予定) (5価格算定日毎に修正、計 18回)
上限行使価額	1,558円 (価格決定日終値の 150%、端数切捨て)
上限撤回価額	2,078円 (価格決定日終値の 200%)
行使価額	VWAP の 91%
全部コミット	91 価格算定日以内における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
前半コミット	46 価格算定日以内における本新株予約権の発行数の 45%以上の行使を原則コミット

下 限 行 使 価 額	520 円 (価格決定日終値の 50%、端数切上げ)
-------------	-------------------------------

(注)本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社の主力事業である SMO（注 1）事業の国内市場は成長が鈍化し、また企業同士の経営統合が行われるなど、その競争環境は厳しさを増しております。そのような中で継続的な成長を実現するためには、必ずしも国内だけにこだわるのではなく海外も視野に入れた規模の拡大が必要となります。当社はこれまでも積極的な M&A によって事業の拡大に努めてまいりましたが、今後はこれまでより大規模な他社を買収することで、短期間に収益を拡大し、また相互補完的に既存事業の収益を伸長させて企業価値を高めることを志向してまいります。そのような戦略のもとで、臨床試験支援を行う海外企業（以下、「買収対象企業」という）からの提案を受け、検討した結果、同社がこれまで過去 3 事業年度にわたり営業利益の黒字を計上しており、今後も継続的な収益の拡大が見込めることから、当社は現在、買収対象企業の株式についてその発行済株式総数の過半数を取得して子会社化することを目指しています。

かかる買収に必要な資金は、当社の手元流動性資金の残高に比べて大きいため、その資金を調達することを目的として、本新株予約権の発行を決議致しました。過去、平成 27 年 1 月 30 日にマッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とした第三者割当により第 6 回新株予約権を発行いたしました。調達予定総額約 51 億円のうち調達できた約 7 億円は再生医療・細胞治療等向け研究開発及び製造施設の建設に充当し、M&A 資金として予定していた 5 億円の確保ができませんでした。第 6 回新株予約権の発行後、当社を取り巻く事業環境や株式市況の影響を受けて当社の株価が低い水準で推移し、割当先による本新株予約権の行使を期待することは難しいと考えられること、当面の資金として約 7 億円は調達できたこと、また行使を期待しがたい未行使新株予約権が残存することによる市場の希薄化懸念を軽減する必要があるものと判断したことからこれを取得し、消却を行いました。その際には発行された新株予約権数のうち 80%が行使されなかったことから、今回の資金調達にあたっては、行使がコミットされている事により、資金調達の蓋然性が高い本新株予約権を採用することを決議致しました。本件により既存株主の皆さまには一時的に株式価値の希薄化が起こることとなりますが、上述の事業構想を実現するために機動的な資金調達により M&A を実現することで当社グループ全体の利益拡大が期待でき、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。

なお、この M&A の結果として買収対象企業の臨床試験支援のための技術や知識を当社グループへ移転することによる国内 SMO の品質の向上、買収対象企業の受託実績を通じた製薬企業との関係を活用しての国内 SMO の受注強化、買収対象企業の臨床試験施設を活用した海外 CRO（注 2）事業の発展、買収対象企業の有する施設を活用した自社遺伝子治療製剤開発品の臨床試験推進力の向上並びに買収対象企業の臨床試験受託を通じた再生医療等製品を手掛けるグローバル企業との関係構築等を図ることができるものと考えております。

注 1：Site Management Organization の略で、一般に「治験施設支援機関」のことです。医薬品・医療機器の開発段階では、その安全性と効果を確認する臨床試験（治験）の実施が不可欠です。治験を実施する医療機関では、診察や検査の他にデータの整理や種々の書類管理など、様々な業務が発生します。SMO は、治験を実施する際に医療機関で生じる専門的な業務を支援しています。

注 2：Contract Research Organization の略で、一般に「開発業務受託機関」のことです。医薬品・医療機器の開発段階での臨床試験や市販後臨床試験等に関わる製薬企業等の業務の一部を代行・支援する受託機関です。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社は Evolution Biotech Fund との間で、本新株予

約権の募集にかかる有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の発行日(当日を含む。)から、その91価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下「全部コミット期間」といいます。)(に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。

また、割当予定先は、本新株予約権の発行日(当日を含む。)から、その46価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「前半コミット期限」といいます。)までの期間(以下「前半コミット期間」といいます。)(に、360,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。

かかる全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の実現性と、より早期の段階におけるキャッシュ・フローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成29年3月14日(本新株予約権の発行日の91価格算定日目の日)であり、前半コミット期限は平成29年1月10日(本新株予約権の発行日の46価格算定日目の日)となりますが、これらの期限までに取引の停止や市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下「コミット期間延長事由」といいます。)(には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計6回(30価格算定日)を上限とします。)(。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計3回(15価格算定日)を上限とします。)(。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が3回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が6回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日以降、発行日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行ったうえで、①当社株価が日中においても変動が激しいため、取引所立会内における売買状況を反映する売買高加重平均価格(VWAP)を利用し、②かかる当社株価の変動が激しい性質と本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を9%として計算することとしました。但し、当該金額が、①上限行使価額(以下に定義します。)(を上回る場合には上限行使価額が修正後の行使価額となり、②下限行使価額(以下に定義します。)(を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「上限行使価額」は当初1,558円とし、「下限行使価額」は当初520円としますが、いずれかの修正日において基準行使価額が2,078円(以下「上限撤回価額」という)を超える場合、当該修正日における修正を含め、以降の修正に関しては上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は再びその時々の売買高加重平均価

格(VWAP)を基準に算出される基準行使価額となります(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額が修正後の行使価額となります。)。当該上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額は、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、現在当社の直面している主力のSMO事業の厳しい競争環境を鑑み、早急にM&Aを行う必要があると判断したことから、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット、デメリット、及び「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、デメリットも考慮した上で、本資金調達方法がM&Aに必要となる資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから総合的な判断により、本資金調達手法を採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 短期間における確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式800,000株)は、原則として平成29年3月14日までに全部行使(全部コミット)されます。

② 時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として平成29年1月10日までに、本新株予約権の45%(対象となる普通株式360,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することが出来ます。

③ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は800,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加する事はありません。

④ 株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑤ 株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している800,000株について、1,558円という上限行使価額を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価上昇時の資金調達額の限界

上限撤回価額2,078円を超える場合には、上限行使価額は適用されず資金調達額に上限は無くなるものの、上限撤回価額を超えない場合には、上限行使価額が1,558円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額は上限行使価額による調達額が上限となります。

③ 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

- ④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a)公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。当社は当該影響について重要視している為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(b)株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当予定先である既存投資家の参加率が不透明であることから、資金使途であるM&Aに必要な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c)新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記①(b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である既存投資家の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

① 払込金額の総額	760,800千円
本新株予約権の払込金額の総額	4,800千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	756,000千円
② 発行諸費用の概算額	24,859千円 (内訳) フィナンシャルアドバイザー費用15,120千円 登記費用 5,747千円 証券代行費用 1,542千円 価額算定及び調査費用 1,100千円 弁護士費用及び届出書作成費用等 1,350千円
③ 差引手取概算額	735,940千円

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は新株予約権行使時の市場環境により変化する可能性があります。

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(4,800千円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(756,000千円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、次のとおりであります。払込金額に連動するものとして、本新株予約権の行使に伴うフィナンシャルアドバイザー費用15,120千円、登記費用5,747千円及び証券代行費用1,542千円、払込金額に関係なく支出するものとして、価額算定及び調査費用1,100千円、弁護士費用及び届出書作成費用等1,350千円。
4. 払込金額の総額は、すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株予約権発行による調達資金>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
SMO事業領域における M&A	735	平成28年11月～ 平成29年3月

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があります。また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が6回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、超過した場合にはM&Aにおける株式の取得比率を高める事を想定しております。

「2 募集の目的及び理由」に記載のとおり、現在、市場環境は厳しいものとなっております。その影響を受け、当社の前事業年度の売上高は対前年比0.5%減少しており、また経常損失は対前年比34.4%拡大しております。かかる市場環境の中、収益の拡大により業績を早期に改善するためにM&Aを行う必要があると判断しま

した。現時点で想定している買収対象企業は海外の1社であり、その主たる事業は臨床試験支援でグローバルな大規模臨床試験の支援が可能な施設や人材を持ち、世界で売上高上位20社（出典：日本製薬工業協会「DATA BOOK 2016」、平成28年3月発行）に入る欧米3社の製薬企業と、平成28年9月末現在において取引実績がある企業です。買収対象企業は、そのような欧米製薬企業をクライアントとして有しており、このほど施設スペース拡張するなど積極的に事業を展開しています。なお、買収対象企業を取得することは、グローバルマーケットにおいて臨床試験支援事業や先端医療事業の成長を目指すという当社の戦略方針に合致したものであり、具体的には次のような事業上の恩恵を受けることが期待され、厳しい市場環境の中、当社の業績向上へ貢献するものと考えています。

(a) 国内SMOの品質の向上

買収対象企業の臨床試験推進に関わる高度な技術や豊富な知識を当社グループ共有のものとして品質の向上を着実に図り、これをもって国内SMO市場において激しく競争する他社との差別化が図られると考えられます。

(b) 国内SMOの受注強化

買収対象企業の受託実績を通じた世界的な製薬企業との関係を活用して、国際的な臨床試験の動きを早期に把握するとともに、製薬企業における当社グループの認知度を高めることで、国内SMOの受注の強化が図られると考えられます。

(c) 海外CRO事業の発展

新規事業のCRO分野においてグローバル試験での実績を積み重ねることで、買収対象企業の臨床試験施設を活用した日本の製薬企業等の海外臨床試験支援の受託を促進し、売上・利益増への貢献が図られると考えられます。

(d) 自社遺伝子治療製剤開発品の臨床試験推進力の向上

当社グループは自社遺伝子治療製剤開発品の臨床試験を推進しており、買収対象企業の保有する臨床試験実施施設を活用した臨床試験の品質・スピードの向上を期待します。

(e) GMP（注1）ベクター（注2）製造施設のための案件情報の獲得

当社グループはiPS細胞作製技術を事業会社に実施許諾することやiPS細胞作製のGMP基準の臨床用ベクターの提供をしていますが、このほど竣工したGMPベクター製造施設を稼働させてGMPベクター製造や細胞培養加工の受託獲得に注力します。そのときに、買収対象企業の臨床試験受託を通じた再生医療等製品を手掛けるグローバル企業との関係がGMPベクター製造施設のための案件情報の獲得につながることを期待します。

注1：Good Manufacturing Practice のことで、医薬品や医療機器の安全性を確保するために、製造設備とその管理、品質管理、製造管理について製造業者が守らなくてはならないことを明確にした基準のことです。厚生労働省による省令によりその基準が示されております。

注2：治療用の遺伝子を特定の臓器・組織に運搬し、効果的に標的細胞内へ導入する働きを持つ物質のことです。その中でも、IDファーマが独自に開発した「センダイウイルスベクター」は、従来のベクターとは全く概念が異なるRNAを骨格とするもので、前臨床試験を通じ安全性の高さが確認されている他、遺伝子医薬品やバイオ製品分野での利用に高い信頼性と実績を有しております。

現在、M&Aの対象企業について決定している事実はなく、交渉中ではありますが、平成28年11月における当交渉のクロージングを目指しております。買収に際してはまずは買収対象企業の発行済株式数の過半数を取得することを目指し、その株式を取得するために本資金を充当いたします。現在買収対象企業との契約基本条件を固めつつあり、これと並行して詳細条件を協議しています。M&A費用の必要額の算出にあたり、買収対象企業の主たる事業である臨床試験支援に関わる製薬企業等からの受注並びに収益や事業を運営するための費用の具体的な

見込みをもととした損益計画等の重要情報の提出を受けてこれを精査しています。これをもとにDCF法及び類似業種比較法によって算定された事業価値をもとに公正な買収価額を試算しており、これを充足しうる調達資金を見込んでいます。

なお、現時点において決定している事実はないものの、想定している買収対象企業の取得につき公表すべき進展があった場合は適時適切に開示いたします。また、支出予定期間内において、当社が希望する買収対象企業取得の案件成立に至らなかった場合であっても、引き続き、買収対象企業の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した時点で、資金を充当する予定です。また上記資金使途に充当するM&A等が行われない場合、自社での新規事業分野推進のための投資に充当する予定ですが、当該状況が発生した場合は適時適切に開示いたします。

以上の施策を目的として、当社は平成28年10月13日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は手元の現預金で保管する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、SMO事業領域におけるM&Aに充当することで、当社の既存SMO事業の強化と収益機会の拡大を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金使途については合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、代表者：能勢 元、住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価1,039円(平成28年10月12日終値)、当初権利行使価格945円(平成28年10月12日終値を基準として9%ディスカウントした価額)、ボラティリティ44.24%(平成28年4月4日～平成28年10月12日の日時株価をもって算出)、権利行使期間として、最短権利行使期間と最長権利行使期間をそれぞれ設定(具体的には最短権利行使期間として全部行使(全部コミット)に要する平成28年10月31日から平成29年3月14日(当日含む91取引日)、最長権利行使期間として全部行使(全部コミット)に要する期間に最大限の追加観察機関を加えた平成28年10月31日から平成29年4月26日(当日含む121取引日))、配当率0%、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク23.14%(算定上における当社の信用リスクの想定値として格付推移マトリックスから採用)等を勘案の上、行使コミット条項に基づく全部コミット及び前半コミットを完了するように権利行使期間に渡り権利行使価値の期待値が最大の時に一度に全ての新株予約権の権利行使を行うこと、株式の流動性については、行使により取得した株式を1営業日あたり2,205株(最近1年間の日次売買高の中央値である20,250株の10%)ずつ売却することができることを想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ5.455円～5.985円を参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を6円とし、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成28年10月12日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し9%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると

考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価格は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価格であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価格、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価レンジの上限を下回っていないことを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 800,000 株(議決権数 8,000 個)は、平成 28 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数 10,623,665 株及び議決権数 103,572 個を分母とする希薄化率は 7.53%(議決権ベースの希薄化率は 7.72%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を SMO 事業領域における M&A に充当する予定であり、事業収益を拡大することはもとより、国際的な製薬企業との関係を強化し、新たな事業機会を獲得することで、当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 35,002 株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数 800,000 株を、割当予定先の全部コミット期間である 91 価格算定日で行って売却するとした場合の 1 価格算定日当たりの株数は 8,791 株(直近平均 6 ヶ月平均出来高の 25.1%)となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	Evolution Biotech Fund (エボリューション バイオテック ファンド)
② 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
③ 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④ 組 成 目 的	投資目的
⑤ 組 成 日	2015 年(平成 27 年) 6 月 2 2 日
⑥ 出 資 の 総 額	純資産: 52,672,363 米ドル(平成 28 年 9 月 30 日時点、払込資本金 50,000 米ドルを含む)
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	100% EVO FUND (エボ・ファンド) (ケイマン諸島法に基づく免税有限 責任会社であり、割当予定先の株主であります。)
⑧ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
⑨ 国 内 代 理 人 の 概 要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン

⑩ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成 28 年 9 月 30 日現在におけるものです。

※当社は、割当予定先である Evolution Biotech Fund の代表であるリチャード・チゾム氏に対して平成 28 年 10 月 6 日に開催された電話会議にて、直接、割当予定先の反社会的勢力に対する方針についてヒアリングし、その結果、割当予定先が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、また EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 により紹介された Evolution Biotech Fund 及びその 100%出資者である EVO FUND と、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（東京都新宿区西新宿四丁目 32 番 13 号 代表取締役 中村 勝彦）に割当予定先である Evolution Biotech Fund 及びその 100%出資者である EVO FUND、EVO FUND の 100%出資者である Evo Feeder Fund、Evo Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Biotech Fund、EVO FUND 及び Evo Feeder Fund の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、SMO事業領域における M&A のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

平成 28 年 9 月に、当社のファイナンシャル・アドバイザーである有限会社 MS コンサルタンツ（東京都杉並区宮前四丁目 3 番 10 号 代表取締役 宮内幸三郎）から EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン）の紹介を受け、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から本新株予約権の提案と、本新株予約権の引受の意向を有し、過去に同様の新株予約権の引受け 3 件の実績を有する Evolution Biotech Fund の紹介を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討し、ほぼ同時期に複数の証券会社から受けた行使価額修正条項付き新株予約権についての提案と比較・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。また、Evolution Biotech Fund についても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、バイオテクノロジー関連企業への投資実績を 3 件有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及び Evolution Biotech Fund を割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、主としてバイオテクノロジー関連企業への投資を目的として平成 27 年 6 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、株式会社リプロセル（平成 27 年 8 月発行、同年 12 月行使完了）、株式会社メドレックス（平成 27 年 12 月発行、平成 28 年 4 月行使完了）及び株式会社 UMN ファーマ（平成 28 年 6 月発行、平成 28 年 9 月行使完了）の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、それぞれ割当てられた予約権のすべてを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先の 100%出資者である EVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 有光素生）から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC (774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代

表社員 マイケル・ラーチ) の 100%子会社である EVO Feeder Fund (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) 以外の出資者はおらず、EVO FUND の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLC の出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド (190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の 100%子会社であり、同社は英国王室属領ガンジー島に所在するタイガー・トラスト (c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず) の 100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて、Evolution Biotech Fund に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則) の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先である Evolution Biotech Fund は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、Evolution Biotech Fund が 50,000 米ドル (円換算約 5.1 百万円、1 ドル=101.12 円) の払込資本金を含み 52,516,144 米ドル (円換算約 5,310.4 百万円、1 ドル=101.12 円) の純資産を有していることを書面 (平成 28 年 9 月 30 日時点、未監査) にて確認し、同時に保有資産の裏付けとなるプライム・ブローカーの残高証明書により資産残高が十分であることを確認しております。なお、払込及び行使に関して、資金が必要となった際には、割当予定先の 100% 出資者である EVO FUND から Evolution Biotech Fund へ、純資産として資金の払込がなされる旨口頭で確認しております。追加で資金需要が発生した際には、Evolution Biotech Fund からの要請を受け、EVO FUND からプライム・ブローカーに指示が出され、同ブローカーの EVO FUND 名義口座から Evolution Biotech Fund 名義口座に振替される旨、口頭にて確認しております。加えて当社は、割当予定先が過去に行った第三者割当による新株予約権に関する取引において、EVO FUND から Evolution Biotech Fund の口座に必要な資金移動が行われたことを示す金融機関の取引残高報告書コピーを入手し、適切に資金手当てがなされていたことを確認しております。なお、EVO FUND の財産の存在については、EVO FUND が資金を預託しているプライム・ブローカー各社による預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額 (発行価額) の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

8. 大株主及び持株比率

割当前(平成 28 年 9 月 30 日現在)	
森 豊隆	44.75%
森 利恵	7.77%
大和証券株式会社	0.84%
吉福 優	0.74%
森 龍介	0.71%
神林 忠弘	0.67%
伴 清一郎	0.61%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	0.60%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 6)	0.58%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 5)	0.57%

- (注) 1. 割当前の「持株比率」は、平成 28 年 9 月 30 日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。

9. 今後の見通し

第三者割当による本新株予約権の発行による当期（平成 29 年 3 月期）の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績(連結)

決算期	平成26年 3 月期	平成27年 3 月期	平成28年 3 月期
売上高 (百万円)	4,011	4,134	4,114
営業利益 (百万円)	△402	△772	△480
経常利益 (百万円)	△322	△600	△807
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	△294	△606	△868
1 株当たり当期純利益 (円)	△30.85	△59.12	△81.87
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—
1 株当たり純資産額 (円)	434.38	419.05	342.49

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成28年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,623,665株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3)最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	5,990円	765円	1,784円
高 値	17,500円 ※1,510円	3,045円	2,496円
安 値	5,300円 ※720円	639円	676円
終 値	758円	1,754円	1,174円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 当社は平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。(※印は、株式分割による権利落後の株価であります。)

② 最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	1,294円	1,100円	1,173円	998円	1,006円	1,006円
高 値	1,344円	1,245円	1,355円	1,150円	1,059円	1,058円
安 値	1,098円	1,030円	911円	951円	982円	999円
終 値	1,152円	1,188円	983円	1,026円	1,016円	1,025円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年10月12日
始 値	1,052円
高 値	1,052円
安 値	1,036円
終 値	1,039円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第6回新株予約権

割当日	平成27年1月30日
調達資金の額	5,137,545,000円(差引手取概算額)
発行価額	総額55,545,000円(新株予約権1個当たり2,645円)
新株予約権の総数	21,000個

当初行使価額	2,420 円
割当時における発行済株式数	10,203,665 株
当該割当による潜在株式数	2,100,000 株
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行時における当初の資金使途	i. 無担保社債（私募債）償還資金：500 百万円 ii. 再生医療・細胞治療等向け研究開発及び製造施設の建設並びに再生医療・細胞治療等製品の開発：2,700 百万円 iii. 遺伝子医薬品等の臨床試験推進：1,330 百万円 iv. 事業推進人材の確保：100 百万円 v. M&A 資金：500 百万円
発行時における支出予定時期	平成27年2月以降
現時点における行使状況	行使済株式数：4,200 個 なお、平成27年12月4日付の取締役会において、当該新株予約権につき、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに当該本新株予約権の全部を消却することを決議し、消却を完了したため、現時点における潜在株式数は0株です。
現時点における充当状況	これまでに、約500百万円をiPS細胞等作成のためのGMPベクター製造設備の建設に、約200百万円を再生医療・細胞治療等向け研究開発及び製造施設の建設並びに再生医療・細胞治療等製品の開発に充当しております。

12. 発行要項

- 新株予約権の名称 株式会社アイロムグループ第9回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
- 本新株予約権の払込金額の総額 金4,800,000円
- 申込期日 平成28年10月31日
- 割当日および払込期日 平成28年10月31日
- 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を Evolution Biotech Fund に割当てる。
- 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
 - 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - 本新株予約権の目的である株式の総数は800,000株(本新株予約権1個あたり1株(以下、「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
- 本新株予約権の総数 800,000 個
- 各本新株予約権の払込金額 金6円
- 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、または当社

の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、945円とする(以下、「当初行使価額」という。))。

10. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日以降、割当日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第23項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日)(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の、それぞれ91%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が、①上限行使価額(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、②下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
- (2) 前項の規定に関わらず、いずれかの修正日において基準行使価額が2,078円(以下、「上限撤回価額」という。)を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。
- (3) 「上限行使価額」は、当初1,558円、「下限行使価額」は、当初520円とする。上限行使価額、上限撤回価額および下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社

債その他の証券または権利の全てが当初の取得価額または行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1 円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

- (7) 第 10 項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
平成 28 年 10 月 31 日(当日を含む。)から平成 29 年 4 月 26 日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに第 23 項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20 取引日を上限に延長される。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
本新株予約権に取得事由は存在しない。
15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第 12 項に定める行使請求期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求書の提出と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所 株式会社アイロムグループ CEO オフィス
21. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 飯田橋支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権および本新株予約権の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を6円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。
23. 市場混乱事由
(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄または整理銘柄に指定されている場合
(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約

定が全くない場合)

- (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずものとする。)

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。